

御坊市所有者不明土地等対策計画

1 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本的な方針

(1) 背景と目的

近年、本市では、人口減少・高齢化や相続件数の増加等に伴い、低未利用土地や不動産登記簿だけでは所有者が分からない所有者不明土地（以下「所有者不明土地等」という。）が増加しています。これらの土地はまちの活性化や必要な事業の実施を阻害するほか、適正な管理が実施されないことで、防災・防犯・安全・環境・景観等の多岐にわたる問題を生じさせるおそれがあります。

本市では、今後更なる増加が見込まれる所有者不明土地や低未利用土地に対して総合的かつ計画的な対策を講じていくため、「御坊市所有者不明土地等対策計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）第45条の規定による「所有者不明土地対策計画」であり、「所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針」（令和4年法務省・国土交通省告示第1号）に基づき作成するものです。

また、関連計画である「御坊市都市計画マスタープラン」（令和6年3月）、「御坊市空家等対策計画」（平成30年3月）等と連携を図りながら、所有者不明土地等の対策に取り組みます。

(3) 取組方針

本市では、人口減少や高齢化に伴い所有者不明土地等の増加が見込まれます。所有者不明土地等の発生を抑制するため、所有者による利活用や適正な管理の促進に取り組みます。

(4) 計画の対象とする地域

御坊市全域を本計画の対象地域とします。

(5) 計画の対象とする土地

本計画の対象とする土地は、「所有者不明土地法」第2条第1項に規定する所有者不明土地、「土地基本法」（平成元年法律第84条）第13条第4項に規定する低未利用土地とします。

(6) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日とします。

2 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生の抑制のために講ずる施策に関する事項

低未利用土地を所有者不明土地にしないため、相続登記の申請義務化や相続土地国庫帰属制度等を市民に周知するとともに、低未利用土地の利活用を促進するための特例措置を実施します。

3 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する事項

(1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発のための事項

所有者不明土地の利用の円滑化や管理の適正化を推進するため、土地の利活用を希望する者や土地所有者等に対して、適切に情報提供をします。

(2) 所有者不明土地の管理の適正化に関する事項

管理不全により周辺に悪影響を及ぼしている土地については、本来、所有者が適正に管理する責務を有することから、所有者に対して適正な管理を促すとともに、必要に応じて行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号に規定する助言・指導を行います。

4 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関する事項

(1) 庁内の組織体制及び役割

本市では、相談機能の充実を図るとともに、庁内関係部課において、横断的な連携を図り、本計画を推進します。

役割	担当課
所有者不明土地等対策計画に関すること	都市建設課
空き地の適正管理に関すること	市民環境課・危機管理課
低未利用土地の利活用に関すること	産業振興課・企画政策課・危機管理課
空き家の適正管理・利活用に関すること	建築住宅課・企画政策課・産業振興課
土地所有者の情報提供に関すること	市民環境課・税務課
町内会からの相談に関すること	総務課
農地・山林に関すること	産業振興課
地籍調査に関すること	都市建設課

(2) 関係機関等との連携

所有者不明土地等に関する相談に適切に対応するため、国や県等の関係機関、民間事業者、町内会等との連携・協力のもと、様々な課題に対応するものとします。

(3) 所有者不明土地等の普及啓発

所有者不明土地等の利用の円滑化や管理の適正化を推進するため、広報紙やホームページを通じた情報提供をします。

5 その他所有者不明土地等の利用の円滑化を図るために必要な事項

本計画は、計画の進捗及び社会情勢の変化、他の関連計画の更新等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。